○農林水産省告示第四百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町大字大和須字黒田沢五一一の一、五一二、五三四、五九七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町矢又字道ノ入沢三一六七、三一六八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長崎県長崎市高浜町字向峠四〇六六の一、四〇六九、四〇七〇の一、字上風破キ四四三四・四四三八・四四四二・四四四三・四四四六の一・四四四六の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四四三七、四四四三九の一、四四三九の二、四四四〇、四四四五の二、四四四六の三、四四四六の四、字古里大平四四五六（次の図に示す部分に限る。）、四四四四七、四四四八、四四五一の一、四四五四の一、四四五四の二、四四五二、四四五四の一、四四五四の二、四四五五、四四六一の二、四四六六の一、四四七〇、四四七二、四四七三、字杭長迫四五二八、四五五一から四五五五まで、四五五七から四五九まで、四五六一から四五六三まで、四五六五、字下拂四六三九、字古里四七〇三、四七〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上風破キ四四四〇・四四四六の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四四三四、四四三七、四四三八、四四三九の一、四四四二、四四四三、四四四六の一、四四四六の二、字古里大平四四四七三（次の図に示す部分に限る。）、四四五六、字杭長迫四五五二・四五五八・四五六二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四五五三、四五五七、字古里四七〇三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百十三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十一条の規定に基づき、次の者の特定社会基盤事業者の指定を解除したので、同条後段において準用する同法第五十条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の名称及び住所

株式会社日新　神奈川県横浜市中区尾上町六丁目八十一番地

二　特定社会基盤事業者の指定の解除に係る特定社会基盤事業の種類

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業

三　特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の当該指定の日

令和七年五月一日

四　特定社会基盤事業者の指定の解除をした日

令和八年四月一日

○国土交通省告示第五百十四号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社日新　神奈川県横浜市中区尾上町六丁目八十一番地

二　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業

三　特定社会基盤事業者の指定をした日

令和八年四月一日

○関東地方整備局告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　東松山都市計画道路事業三・五・十四本町通線

三　事業施行期間　自令和八年四月二日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県東松山市神明町一丁目及び神明町二丁目並びに若松町一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	那須塩原市三区町五番九から同市西三島三丁目一八三番三二七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

令和八年四月二日から供用開始の期日